

○財務省告示第十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年十二月十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百五十回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五						
額	最	口	イ	口	イ	口	イ					
最低額面金	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価					
	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争					
を五万円とす る省令の改 正が	千円（た だし、最 低額面金 額	三兆九 千七百 七十億 九千三 百四十 八	三兆八 百七十 億九千 三百九 十	額面金 額で三 千八百 十六億 円	千円 額で三 兆千八 百十三 億七	込みの 応募額 を割り 当てる。	募限度 額の範 囲内に おいて 各申	各国債 市場特 別参加 者ごと の応	当てる。 。その うち 応募額 を順次 割り	各申込み のうち 応募額 の高い	価格競争 入札発行 「と いう。」	「国債 市場特 別参加 者・第 I非

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十	九	
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	振 替 単 位

平 成 二 十 八 年 十 二 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 六 月 十 二 日				額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 八 銭	六 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭	平 成 二 十 八 年 十 二 月 十 二 日	す 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら
--	---	------------------	---	--------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	---------------------------------	--